

目黒区私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金交付要綱

平成17年4月1日付け	目総総第39号	決 定
平成18年4月1日付け	目総総第22号	一部改正
平成18年12月1日付け	目総総第1413号	一部改正
平成19年4月1日付け	目子子第24号	一部改正
平成20年4月1日付け	目子子第1871号	一部改正
平成21年4月1日付け	目子子第2731号	一部改正
平成22年5月17日付け	目子子第2522号	一部改正
平成23年5月11日付け	目子子第1560号	一部改正
平成24年5月14日付け	目子子第1861号	一部改正
平成25年6月4日付け	目子子第2423号	一部改正
平成25年11月28日付け	目子子第8121号	一部改正
平成26年4月1日付け	目子子第176号	一部改正
平成26年5月15日付け	目子子第1876号	一部改正
平成27年4月21日付け	目子子第1050号	一部改正
平成27年7月27日付け	目子子第4371号	一部改正
平成27年11月5日付け	目子子第7499号	一部改正
平成28年4月1日付け	目子子第284号	一部改正
平成28年7月5日付け	目子子第3517号	一部改正
平成29年4月1日付け	目子子第753号	一部改正
平成29年6月14日付け	目子子第7135号	一部改正
平成30年8月1日付け	目子子第4686号	一部改正
令和元7月24日付け	目子子第3780号	一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、私立幼稚園若しくは幼稚園類似の幼児施設(以下「私立幼稚園等」という。)に在籍する幼児の保護者又は私立幼稚園型認定こども園、私立保育所型認定こども園、私立地方裁量型認定こども園若しくは私立幼保連携型認定こども園(以下「私立認定こども園」という。)に在籍する短時間利用児の保護者に対して補助金を交付することにより、保護者の負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図る私立幼稚園等保護者負担軽減事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立幼稚園 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める幼稚園であって、同法に定める私立学校であるもの(私立幼稚園型認定こども園であるものを除く。)をいう。
- (2) 幼稚園類似の幼児施設 東京都知事が認定する施設をいう。
- (3) 幼児 当該年度の初日の前日において3歳に達している者であって、小学校就学の始期に達するまでのものをいう。

- (4) 保護者 幼児と同一の世帯に属し、私立幼稚園等又は私立認定こども園に保育料を納入する義務を負っている者をいう。
- (5) 私立認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年6月15日法律第77号）に規定する認定こども園であって、地方公共団体以外の者が設置するものをいう。
- (6) 短時間利用児 幼稚園教育要領（平成20年文部科学省告示第26号）に従って編成された教育課程に基づく教育又は学校教育法第23条各号の目標を達成されるよう行われる保育を受ける幼児であって、1日に4時間程度利用するものをいう。
- (7) 第1子 1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者をいう。
- (8) 第2子 区市町村民税の所得割課税額77,100円以下の世帯（以下「特定世帯」という。）にあつては、次のいずれかに該当する保護者と生計を一にする兄又は姉（以下「特定被監護者等である兄又は姉」という。）を1人有している園児をいい、特定世帯以外の世帯にあつては、同一の世帯から2人以上就園している場合の次年長者及び小学校1年生から3年生の兄又は姉を1人有しており、かつ就園している場合の最年長者をいう。
- ア 保護者が現に監護する未成年
- イ 未成年であつたときに、保護者が現に監護していた者
- ウ 保護者又はその配偶者の直系卑属（ア及びイに該当する場合を除く。）
- (9) 第3子 特定世帯にあつては、特定被監護者等である兄又は姉を2人以上有している園児をいい、特定世帯以外の世帯にあつては、同一世帯から3人以上就園している場合の前2号以外の園児のうち、最年長者並びに小学校1年生から3年生の兄又は姉を1人有しており、かつ同一世帯から2人就園している場合の前号以外の園児のうち、最年長者及び小学校1年生から3年生に兄又は姉を2人以上有している園児のうち、最年長者をいう。
- (10) ひとり親世帯等 保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が次のいずれかに該当する世帯をいう。
- ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）
- イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養している者
- ウ 婚姻歴にないひとり親家庭の者
- エ 身体障害福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- オ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- カ 精神保健及び精神障害者福祉に係る法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- キ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る。）
- ク 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅の者に限る。）

ケ その他区長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

(補助金の種類及び交付対象者)

第3条 補助金の種類及び交付対象者は、次のとおりとする。ただし、区長が特に必要であると認めた場合は、この限りではない。

- (1) 入園料補助金 幼児が区内に住所を有する期間に私立幼稚園等に入園、又は私立認定こども園に短時間利用児として入園し、当該園等に入園料を支払った保護者に対して、1の幼児につき1回に限り交付する。
- (2) 就園奨励費補助金 当該年度において、幼児が区内に住所を有し、かつ、私立幼稚園等(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項に規定する特定教育・保育施設(以下「特定教育・保育施設」という。)であるものを除く。)に在籍している期間について、当該園等に保育料を支払った保護者に対して、年を単位に交付する。ただし、令和元年度については、4月から9月分までを交付する。
- (3) 保育料補助金 当該年度において、幼児が区内に住所を有し、かつ、私立幼稚園等に在籍、又は私立認定こども園に短時間利用児として在籍している期間について、当該園等に保育料を支払った保護者に対して、月を単位に交付する。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 入園料補助金 幼児1人につき、60,000円
- (2) 就園奨励費補助金 幼児1人につき、当該年度に支払う入園料、保育料(以下「保育料等」という。)の合計額から、当該年度に入園料補助金の交付を受けた場合には当該入園料補助金の額を差し引いた額とする。

		第1子	第2子	第3子以降
(1) 幼児が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活保護を受けている世帯に属する場合		年額 308,000円	年額 308,000円	年額 308,000円
(2) 前号を除き幼児が平成30年度区市町村民税が非課税の世帯に属する場合	ひとり親世帯等	年額 308,000円	年額 308,000円	年額 308,000円
	ひとり親世帯等以外の世帯	年額 272,000円	年額 308,000円	年額 308,000円
(3) 前2号を除き幼児が平成30年度区市町村民税の所得割課税額が非課税の世帯に属する場合	ひとり親世帯等	年額 308,000円	年額 308,000円	年額 308,000円
	ひとり親世帯等以外の世帯	年額 272,000円	年額 308,000円	年額 308,000円
(4) 幼児が平成30年度区市町村民税の所得割課税額が1円以上77,100円以下の世帯に属する場合	ひとり親世帯等	年額 272,000円	年額 308,000円	年額 308,000円
	ひとり親世帯等以外の世帯	年額 187,200円	年額 247,000円	年額 308,000円
(5) 幼児が平成30年度区市町村民税の所得割課税額が77,101円以上211,200円以下の世帯に属する場合		年額 62,200円	年額 185,000円	年額 308,000円

(6) 幼児が平成30年度区市町村民税の所得割課税額が211,200円を超える世帯に属する場合	—	年額 154,000円	年額 308,000円
---	---	----------------	----------------

(3) 保育料補助金 幼児1人につき、次の表に掲げる額とする。ただし、当該年度に支払う保育料等及び学納金の合計額から、当該年度に入園料補助金及び就園奨励費補助金の交付を受けた場合には当該入園料補助金及び就園奨励費補助金の合計額を差し引いた額が、当該保育料等及び学納金を支払った期間に応じた保育料補助金の合計額に満たない場合は、その額を保育料補助金の額とする。

		第1子	第2子以降
(1) 幼児が生活保護法の規定による生活保護を受けている世帯に属する場合		月額 16,200円	月額 16,200円
(2) 前号を除き幼児が平成29年度区市町村民税が非課税の世帯に属する場合		月額 16,200円	月額 16,200円
(3) 前2号を除き幼児が平成29年度区市町村民税の所得割課税額が非課税の世帯に属する場合		月額 16,200円	月額 16,200円
(4) 幼児が平成29年度区市町村民税の所得割課税額が1円以上77,100円以下の世帯に属する場合	ひとり親世帯等	月額 16,200円	月額 16,200円
	ひとり親世帯等以外の世帯	月額 14,500円	月額 16,200円
(5) 幼児が平成29年度区市町村民税の所得割課税額が77,101円以上211,200円以下の世帯に属する場合		月額 13,500円	月額 15,600円
(6) 幼児が平成29年度区市町村民税の所得割課税額が211,201円以上256,300円以下の世帯に属する場合		月額 12,400円	月額 15,000円
(7) 幼児が平成29年度区市町村民税の所得割課税額が256,300円を超える世帯に属する場合		月額 10,000円	月額 10,000円

2 区市町村民税の所得割課税額の算定については、幼児と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者のすべての者の合計額とする。

3 区市町村民税の所得割課税額の算定においては、政令指定都市についても、旧税率により算出した金額を用いて階層区分を判定する。ただし、新税率によって計算された金額については、6/8を乗じた額で計算することとする。

4 区市町村民税の所得割課税額の算定については、平成30年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、従来より生活保護世帯だった者等で、引き続き、特に困窮していると区が認めた世帯については、生活保護世帯としての対象とする。

(補助金の交付申請及び制限)

第5条 入園料補助金の交付を受けようとする保護者は、当該年度の末日までに別記第1号様式による交付申請書及び別記第4号様式による在籍証明書を、区長に提出しなければならない。

2 就園奨励費補助金及び保育料補助金の交付を受けようとする保護者は、当該年度の末日までに別記第3号様式による交付申請書に、別記第4号様式による在園証明書その他区長が必要と認める書類を添えて、区長に提出しなければならない。

3 区長は、保護者が他の地方公共団体が行う入園料補助金及び保育料補助金と同種の補助金の

交付を受けているときは、入園料補助金及び当該交付を受けた期間に係る保育料補助金を交付しない。

4 令和元年度については、別記第3号様式による交付申請書により、就園奨励費と施設等利用給付（無償化事業給付金）の補助申請を兼ねて行うこととする。

（補助金の交付決定及び通知）

第6条 区長は、前条の交付申請があったときは、申請書を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、その旨を入園料補助金においては別記第5号様式により、就園奨励費補助金及び保育料補助金においては別記第6号様式による決定通知書により申請者あて通知するものとする。

（補助金の支払方法及び時期）

第7条 補助金は原則として、すべて口座振込みにより行うものとする。

2 入園料補助金は、原則として5月以降区長が定める日に、就園奨励費補助金及び保育料補助金は、原則として9月以降区長が定める日に支払うものとする。

（補助金に関する調査）

第8条 区長は、補助金に関し必要と認めたときは、補助金の交付を受けた保護者に対し報告を求め、又は調査することができる。

第9条 区長は、保護者が虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けようとしたとき、又は受けたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第10条 区長は補助金の交付の決定を取り消した場合において既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他の必要事項）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金に係る取扱いに関する細目については、子育て支援部長が定める「取扱要領」によるものとし、その他必要な事項については、目黒区補助金等交付規則（昭和43年3月目黒区規則第6号）を適用する。

付 則（平成17年4月1日目総総第39号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成18年4月1日目総総第22号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成18年12月1日目総総第1413号）

この要綱は、平成18年12月6日から施行する。

付 則（平成19年4月1日目子子第24号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成20年4月1日目子子第1871号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成21年4月1日目子子第2731号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成22年5月17日目子子第2522号）

この要綱は、平成22年5月17日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則（平成23年5月11日目子第1560号）

この要綱は、平成23年5月11日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則（平成24年5月14日目子第1861号）

この要綱は、平成24年5月14日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則（平成25年6月4日目子第2423号）

この要綱は、平成25年6月4日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則（平成25年11月28日目子第8121号）

この要綱は、平成25年11月29日から施行する。

付 則（平成26年4月1日目子第176号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成26年5月15日目子第2876号）

この要綱は、平成26年5月15日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則（平成27年4月21日目子第1050号）

この要綱は、平成27年4月21日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則（平成27年7月27日目子第4371号）

この要綱は、平成27年7月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則（平成27年11月5日目子第7499号）

この要綱は、平成27年11月5日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則（平成28年4月1日目子第284号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成28年7月5日目子第3517号）

この要綱は、平成28年7月5日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則（平成29年4月1日目子第753号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（平成29年6月14日目子第7135号）

この要綱は、平成29年10月1日から施行する

付 則（平成30年8月1日目子第4686号）

この要綱は、平成30年8月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則（令和元年 月 日目子第3780号）

この要綱は、令和元年7月24日から施行し、同年4月1日から適用する。